

決算特別委員会次第 第2日

令和元年9月3日(火)

1. 議案上程(議案第62号)

質疑、討論、表決

---

出席委員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	岩谷一徳
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

---

説明のため出席した者

市長 菅原広二	監査委員(議会選出)	米谷勝
監査委員(非常勤) 鈴木誠	監査事務局長	高桑淳
企業局長 八端隆公	企業局管理課長	太田穰
同主幹 目黒一人	同副主幹	船木聖徳
同副主幹 栄田親	同副主幹	加藤明人
同主席主査 佐沢由美子	上下水道課長	真壁孝彦
同主幹 薄田修一	同副主幹	貝塚直樹

同 副 主 幹 三 浦 一 弥  
同 主 幹 三 村 広 光

ガス工務課長 鈴木 博

---

○委員長（鈴木元章君） 皆様、おはようございます。

本委員会は、去る8月8日木曜日、公営企業に係る決算について審査を行い、ご案内のとおり議案第61号及び第62号について、原案のとおり認定すべきものと決したものであります。

しかしながら、議案第62号の企業局所管の下水道事業会計において、審査終了後に下水道使用料の賦課漏れが判明したとの報告を受け、先ほど、会派代表者会議、議会運営委員会で対応を協議いただきました。

その結果、審査結果に重大な影響を及ぼす事情が判明したとの意見にまとめ、本委員会において下水道事業会計分の再審査等について意思決定をするため参集いただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、皆様にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（鈴木元章君） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

---

### 午前10時53分 開 議

○委員長（鈴木元章君） これより決算特別委員会を開会いたします。

はじめに、菅原市長から発言の申し出がありますので、これを許します。菅原市長

○市長（菅原広二君） 本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきましてご報告申し上げます。

このたび、下水道使用料金の賦課漏れについて、市企業局から報告がありました。

担当職員による料金システムへの登録作業の誤り及び業者による確認申請書の提出をせずに施工した事実が発覚し、個人4件、法人1件の計5件に対し賦課すべき下水道使用料564万6,102円が賦課されておりました。

本件については、消滅時効が完成していない404万4,205円について、お客様を訪問し、納付のお願いをしているところでありますが、市民をはじめ議会の皆様

に多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

今後、このような不祥事がないように万全を期してまいる所存であります。

以上、ご報告を申し上げます。

**○委員長（鈴木元章君）** 次に、当局から、下水道使用料の賦課漏れについて報告を求めます。八端企業局長

**○企業局長（八端隆公君）** おはようございます。

すみませんが、座って説明させていただきます。

下水道使用料金の賦課漏れについてご説明いたします。

お手元にあります企業局資料「下水道使用料金の賦課漏れについて」という資料をごらんいただきたいと思います。

賦課漏れの概要でございますが、賦課漏れについては業者による無届施工と、それから職員の入力ミス之二通りがあります。

発覚の経緯でございますが、無届施工については、令和元年8月20日、下水道加入促進のため、樽沢地区の未加入世帯を家庭訪問したところ、無届で下水道に接続されている世帯を発見したことにより発覚したものであります。

工事を行った業者名を聞き、ヒアリングを行ったところ、4件の無届工事を確認いたしました。4件の内訳は、接続が今年8月のものが1件、現在工事中のもの1件、それから課金済みであった世帯であります。家屋の増築時に変更の届出がなかったもの1件、それから、平成19年度から接続済み1件、4件のうち平成19年度から接続済みの案件が賦課漏れの対象となるものであります。

この無届けの工事を行った業者でございますが、払戸渡部のササキポンプという会社でございます。

次に、入力ミスです。

8月20日に福川地区で加入促進の取組で訪問したところ、福祉施設の「せきれい」が下水道に接続されていないはずなのに下水道に接続されているところを発見し、企業局で関係書類を確認したところ、届出書類はあるものの料金システムに入力されていなかったことによる賦課漏れが発覚しました。

同様の入力ミスの事案がないか、8月20日から23日まで、平成17年の合併時までさかのぼり書類を確認したところ、3件の賦課漏れが発覚しました。さらに無届

施工はないか、無届工事を行った業者のテリトリーであります若美地区を8月26日から28日の3日間に集中的に調査しましたが、ほかにはなく、この5件の賦課漏れを確定しました。

さらに、昨日から旧男鹿市の供用開始時の平成元年、それから旧若美町は供用開始の平成4年までさかのぼり、現在、料金システムに反映されているか台帳の調査を行っているところであります。

さらに、無届施工については、下水道未加入世帯について家庭訪問を行い、接続のお願いをするとともに、無届工事の調査も行います。

本来賦課すべき下水道使用料は、合計で564万6,102円、このうち5年の消滅時効が完成していない分については404万4,205円であります。

なお、賦課漏れとなっていましたこの5件につきましては、職員が訪問し、事情を説明したところ、5年の納付について一応ご理解はいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（鈴木元章君）** 次に、監査委員から、このたびの事案に対しての見解について発言を求めます。鈴木代表監査委員

**○代表監査委員（鈴木誠君）** おはようございます。

少々述べさせていただきたいと思えます。

このたびの案件につきましては、長年にわたりまして企業局はもとより、市当局、そして私ども監査委員を含めまして、各関係部門において賦課漏れがあったことをチェックできず、放置されていたということにつきましては、まことに遺憾であり、心からおわびを申し上げたいと思えます。

特に監査委員の立場から申し上げますと、監査審査につきましては、市長から審査に付された決算書や、その他の関係諸表の計数の正確性の検証や事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として行っているものでありまして、残念ながら賦課漏れについてはまでは力が及ばなかったということでございます。

今後は、二度とこうしたことが起こらないように、チェック機能をさらに強化するとともに、使用料の徴収等、事後の対策につきまして万全を期していただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（鈴木元章君）** この際、議案第62号平成30年度男鹿市上水道・ガス・下水道・農業集落排水及び漁業集落排水事業会計決算の認定についての再審査の件についてお諮りいたします。議案第62号につきましては、去る8月8日に原案のとおり認定すべきものと決しましたが、その後、下水道使用料の賦課漏れという決算審査に重大な影響を与える事実が判明したことから、議長に提出した委員会審査報告を撤回し、再び審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○委員長（鈴木元章君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第62号については、再審査することに決しました。

議案第62号に関する下水道事業会計決算に係る再審査を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番三浦利通君

**○15番（三浦利通君）** ただいまの件について何点か質問いたしますけれど、今、決定されたように特別委員会の再審査と、今の状態では先ほど説明があった本来であれば賦課して徴収すべきもの、その金額が決算書に反映、出てこなければいけない、反映されていなければいけないということですが、この部分はどういう今、状態で我々が審査に臨んでいったらいいのか、従来と何ら変わらないのか、いやいやそうでなくて、今言ったように調定額というのは、この金額をプラスした中で金額等の変更、他の部分も何箇所か変更なされる、これは後者の方の状態に審査に臨まなければ、この再審査の意味ってないんでないかなという気がしますけれども、その辺のとらえ方、局長、どういうふうなとらえ方しているか。

それから、先ほど市長の発言、さらには監査委員からもありましたけれども、ご案内のように、前の税務課長のあのぐらいの大きな問題があって、あの時点でもやっぱりこの後、市としては公金の通常税金的な対応、扱いについては、相当やっぱり従来と違った手法を含めて対応するというような、そういう改善策の取組等があったわけですが、結果として何らその改善策が働いていなかった、また出てきてしまったというようなとらえ方をされても不思議でないという、何が、現時点でなかなか明解な答え出てこないかもしれませんけれども、今考えられる、何が問題で、こういうことが出てくるのかどうか。先ほどの説明にもあったように入力ミス、要するに今いろんな会計処理についてはパソコン等を使用してやっていると思いますが、

何だかんだいってもパソコンに入力したり何だり、その人間、職員の、人の対応の部分であって、いかにも入力というような言い回しをすれば、すべてがやっぱり解消されるような、そういうふうなとらえ方が多すぎるんでないかなというような、ほかの人方が後日でもチェックしたり、毎年、従来のこういう料金の対象者とか金額等が間違っていないかどうかとかというのは、通常であれば、それ業務としてスタート時点ではやるべきはずなのに、もしかすればやられてなかった、結果やっぱりこういうことが起きる。何年もかかって、たまたま今の局長とか課長、はっきりいえば運が悪いということになる、今出てきたわけですけれども、なぜそういうものが早い時点で、仮にそういうふうな問題が出てきても、早い時点でなぜチェックして発見できないのか、そういう体制自体にも問題があるんでないかなという気がしますけれども、まずどうなのか。

それで、今、時効が成立して、それ以前のやつ160万ぐらいの、160万足らずですか、それが公金が穴になってしまったと。そうでなくてもふだん、議会の場でも財政が大変窮屈して、なかなか市民サービスも思うようにできない等々の状況があるにもかかわらず、決して小さくない金額の公金が穴になったと。これをどういうふうな認識でとらえて対応しようとしているか、この辺についてちょっとお聞かせください。

**○委員長（鈴木元章君）** 八端企業局長

**○企業局長（八端隆公君）** お答えいたします。

その決算書への数字の反映の部分でございますが、本来であれば、その年度年度にその数字が反映されていくべきものだと思います。ただ、今回判明したその数字にいたしましては、一応その年度の会計が事務的な手続上の話でございますが、一応終わっているということでございまして、今回判明した時点でその数字が今年度の中にその数字が反映されていくというふうな事務手続になろうかと思えます。よりまして、今回皆様にお諮りしましたその決算書の中の数字が変わるということは、ないものというふうに認識しております。

それから、いろいろと公金横領等のその話の中で事務改善というものがあつたはずなのに、そこが反映されていなかったのではないかとということでございますが、それにつきましては、言いわけというふうにはなってしまいますが、ただ、やっぱりそこ

ら辺の認識がやっぱり甘かったというのがまず一番な部分だとは思いますが。ただ、こういうことがあれば、いろいろとこれからはというようなお話をしますが、なぜかその出てきてしまうというところの現実もございませぬ。ただやっぱりそこら辺につきましては、職員の研修とかそういう部分で、何とかその職員の意識を高めたいというふうに今現在考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今回、入力ミスでというお話をしましたが、その部分につきましては、明らかにチェック機能が働いていなかったものというふうに今現在私の方では認識しております。本来であれば、新規加入の一覧表が回ってきた段階で、それを見ながらパソコンの方へ入力するわけですが、当然その入力が反映されたもの、その画面のハードコピーですとか、あとは検針に回りますので、その検針に回った後に、その新規の人のデータがきちっと入っているかどうかというところの確認、それから、最後に本来であれば納付書が出るときに、その新規の方の名前が入っているかというところまで確認をしなければ、こういう事案が発生するというふうに思っております。そういうふうに今現在は変えて、今後の事務はそういうふうにやっていくというふうにしてはありますが、いずれにしてもそのチェック体制のところになっていなかったというのが今回の事案の原因というふうに思っております。

それから、公金について、徴収できない部分につきましては、申しわけございませぬが、その部分については総務課等とも相談しながら、後で結論を出したいというふうに今現在思っておりますので、ご理解をいただければと思ひます。

以上であります。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 局長、決算上に数字が反映されない。結局、年度末時点での発生した事例でなかったということで今いったようなことですが、ただし、今この問題が明らかになった時点で、それ以前の未納の額がはつきりしてきたと。そうすれば、過去の年次の部分で未納の積み上げの形の中で反映すべきが妥当でないかなど。その辺の是正というのは、さねってもいいんだかと。あなたの言葉を借りれば、俺からすれば、その過去の部分については決算上、どの部分で何年のときに何百何十萬とかって、どういう形だかその辺は定かでないんだけど、今時点でそれは反映しようとするれば反映できるし、それが現時点で対応しなければ、何ら我々が今、問題は発生

したけれども決算上の数字的なものは一切何も変わっていない。そうだとすれば、判断しづらい、この問題の処理の判断をしづらい状況になっているということだもんな。その辺どうなのか。通常であれば、それが発生した、発見した時点で、速やかにそれを反映すべきが、是正すべきが妥当なやり方でないのか。これいつまでもづらづらとやってれば、ぐあいの悪い処理の仕方になってくるんでねがなっていう感じがするけども。

それから2点目の職員の対応、意識を高める。意識を高めるって、いろんな機会にいつてるけども、具体的な意識云々については、まずあまり触れたくないんですけども、具体的な手法の部分で、さっきあったように一覧表をその年度で、多少新しく加入した人方をつけ加えたそういうもの、一覧表を、1人、2人がずーっとチェックしていても、確認していても、何ら時間かかる作業でないと思う。それが今まではおろそかにしていた、してこなかったということが一番の大きなこういう事例を発見できない背景でねがなという感じするんだけども、何も難しくねど思うんだな。

あと3点目の、要するに公金が穴になってしまった、これははっきりしたわけですけども、市長としてこの部分、現時点でどういう処理をした方がベターなのか、その辺のとらえ方、考え方ちょっとお聞かせください。

○委員長（鈴木元章君） 八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） まず、今回判明しましたその数字の反映のところでございますが、手続的には、この後、調定を起こしまして、それを今度補正予算で対応するということの事務手続になっていきます。ですので、その中で過年度分というふうな形と現年度分というふうな形で分かれていくものというふうに考えております。事務手続上ではそういうふうな形になっていこうかというふうに思っております。

それから、チェック機能の部分ですが、これは委員おっしゃるとおり、おろそかにしていたというところは弁解の余地もございません。そこにつきましては、何とかそのチェック機能が働くように今後改善していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上であります。

○委員長（鈴木元章君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 時効の分についてでありますけども、その分については、前の



税務課長の件と違いまして、個人の過失でないと。個人の意図的にやった事案でない  
ので、何とかその善後策を今検討しているところです。弁護士並びに関係の機関と協  
議しているところですので、何とかもうちょっと時間ください。何らかの形で示さな  
いとうまくないと思っています。

あと、局長が答えたとおりですけれども、私、その改善についてですね、私も市長  
なって2年半近くなります。企業局のこの距離感が非常にこう、いつも気になって、  
いろんな事務の改善を図ってきたつもりです。私も毎年1回朝礼に出て、その後、幹  
部との打ち合わせもきちっとやって、いろんなそういう改善はしたところですが、  
も、詳細の細かいところの改善ができなくて、本当にこういうご迷惑をかけたことは  
非常に申しわけないと思っています。

入力ミスについては、もっと根本的なことを、もう一回きちっとやっていくと。ダ  
ブルチェックとかね、そういうやっているところをもう一回きちっとやっていかなけ  
ればだめだと思っています。どうか皆さんからもご指導願いながら、今回の事案を再  
発しないように、何とかこれをきっかけに、なお一層業務改善に励んでいきたいと思  
いますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○15番（三浦利通君） 委員長、終わります。

○委員長（鈴木元章君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。1番中田謙三君の発言を許します。

○1番（中田謙三君） 三浦議員の補足的なことで感じたことがありますの質問させて  
いただきたいと思います。

まず、先ほど八端局長は、計数的な部分において事務的な部分において、この後精  
査していかなければいけないので、今はこの62号の審査は前のようにお願いしたい  
というか、そういう言い回しであったかと思います。

私の観点で言わせていただければ、先ほど三浦議員が話したとおり、再審査に当  
たっては、ここここが数字が、計数がこうなりますよと。先ほど監査委員は、計数の  
部分ではそれなりに監査しました。しかしながら、賦課漏れまでは監査はできなかつ  
た、そのとおりだと思います。監査委員は、計数のことまで話しておられたので、現  
在今こういうふうには560万、400万何がしの数字が上がってきている、それが

やっぱりこの62号の部分の中に計数的にも示されることが再審査をお願いする筋だと私はそう考えます。その点について改めてお願いしたいと思います。

あわせて、先ほどのこの調査によって入力ミス5件というような話の中で、この中に法人が1件ありますよね。法人の部分がどのくらいの期間で、どのくらいの金額に上っているのか。民間はいざしらず、法人がその地域において下水道を利用しているか否か、そこのあたりは大変これ、大口利用者のはずです。その部分をよ、ミスしているというか、その部分が何というかおろそかになっているというか、これは私は大変なことなのかなって、私はそう思いますよ。実際にこの160万がどういう比率なのか、法人の方の部分がどのくらいなのか、民間の方が4件どういうことなのか、そのことがまずここで詳しくは求めませんが、私は法人の方の使用料というのは多額に上っているのかなと思います。このことを詳しくは求めませんが、その見解について尋ねたい。

あと先ほど、企業局長は、今回賦課漏れの金額について、5件の納付はご理解をいただいているというか、そういう表現を使っていたけれども、私は先ほどのお話、2段目で話した部分においても、仮に時効は成立している部分はあるかもしれませんが、時効が成立している部分については納めてもらえないのか、求めないのか、あわせて、時効の成立していない部分は、確実にいつまで納めていただけるのか、その辺の見通しはどうなのか、この3点についてお尋ねします。

**○委員長（鈴木元章君）** 八端企業局長

**○企業局長（八端隆公君）** まず、その計数の部分ですが、本来そこに入った場合は、こういう数字になるという資料というふうにはちょっと今とらえた次第でございますが、その部分を準備していなかったというのは、その部分につきましては、ここが大体今回この部分が入った場合こうなりますという数字が出せていないというのはご指摘のとおりかと思っております。

それから、今回賦課漏れの部分についての部分であります、564万というこの数字の中で大部分が福祉施設の金額となっております。あと、その5年分の消滅していない部分につきましては、一応、事情を説明し、それぞれの方々から支払いについては同意をいただいておりますが、すべての部分で分納でお願いしたいというような話をされております。月々いくらにするかというところにつきましては、この後協議

をして決めるということにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑ありませんか。

○1番（中田謙三君） 今、具体的な数字はありませんけれども、金額の部分において法人の方の部分が大きく金額を占めているという、そのことのように。そのこととあわせて、私が先ほど話したとおり、そうすると、この時効が成立している部分は、もう納めてもらえないのか、そういう理解というか、相手も公的な事業を行っている法人ですので、何かしらの公的使命というものもあろうかと思ひます。そういうことも踏まえた中で、ご理解を願えるのか、その辺はどう対応していくのか、そのことがまず第1点。

あわせて、今回30年度決算でしたけれども、昨年を思い浮かべれば、昨年は29年度、この下水道関係等の決算もすべて認定されていきました。そうすると、今度、議会として、こういうふうな事案が出てきた場合、29年度決算、その前においてはいろんな部分で不認定が続いていましたけれども、昨年度は認定されていきました。そのことは、私ども議会として、計数の部分がどうなっているのか、今の部分で、私としてもあのときの議決は瑕疵な議決であったのかなというか、そういうふうな思いを持っていますけれども、そこまで反映するのかどうか、市長はどう考えておられるのか、その点の見解をお尋ねします。

○委員長（鈴木元章君） 八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） 時効が成立している部分でございますが、この部分につきましては、地方自治法の中で時効というものが5年というふうなことでありますので、現時点ではそれぞれの方に請求はできないものと思っておりますが、ただ、先ほど市長が言われたとおり、公金の中で今回、収入として得られない160万円くらいのそのお金の部分につきましては、今後いろいろと検討させていただきたいというお話をしたかと思ひますので、ご理解をしていただきたいと思います。

それで、今回の賦課漏れの部分につきましては、決算の部分をさかのぼるのかという部分でございますが、先ほども申し上げましたとおり、賦課漏れが判明しました数字というのは、その判明した年度の方で反映されていくものになりますので、一応その前の決算につきましては、数字的な部分については、一応変わらないものというふ

うに認識しております。

以上であります。

○委員長（鈴木元章君） さらに質疑ありませんか。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○委員長（鈴木元章君） 暫時休憩します。

午前 11 時 26 分 休 憩

---

午前 11 時 27 分 再 開

○委員長（鈴木元章君） 会議を再開します。

菅原市長

○市長（菅原広二君） 今、事務方からもいろいろ聞きましたけれども、先ほどからお答えしているとおり、その発生した事案については、その時点での処理ということになるので、さかのぼってやるということじゃなくて、今わかった時点で、今回の事案については、令和元年の決算という形で出ていくことになると思っています。

○委員長（鈴木元章君） さらに質疑ありませんか。

○1 番（中田謙三君） ありません。ありがとうございました。

○委員長（鈴木元章君） 1 番中田謙三君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。3 番畠山富勝君

○3 番（畠山富勝君） このたびの無届事故でございますけれども、業者にヒアリングしたと。この中身について、ちょっとどういうふうなやり取りがあったのかなど。意図的なものなのか、ちょっとつついっというっかり型なのか、そして私はね、これはうっかりということはある得ないわけですよ。もし意図的なものであれば、当然その業者に対しても、やっぱり損害賠償というものを、この未収の部分さも加えていかなければならないのかなど。また、この業者というのは、位置付けとして市の指名業者の中で、私、土木とか建築はあれだすけども、これについてはランク付けがどうなっているのか、その辺の処遇というものはどういうふうに考えているのかなど。

それから、消滅 5 年と法的に 5 年という中でおいて、それに近かった件数があるのか、あったのかなど。自然消滅、もう少しで、もう数カ月とかで自然消滅するような、そういう事項があったのか、その三つについてお尋ねします。

○委員長（鈴木元章君） 八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） そうすれば私の方から、この業者の今後の扱いということでございますが、今現在、企業局では排水設備等の指定店ということにその業者はなっておりますので、その指定があることによって下水道設備の工事を行えるということになります。今回、この業者につきましては、過去にも無届けの工事をしていたという部分がございます、今回は今のところ企業局の方で考えているのは、やはり資格停止という部分が必要なのではないかというふうには考えておりますが、ただ、これにつきましても、今、事務局として案を持っている段階でございますので、しかるべき会でそこは決めたいというふうに思っております。

私の方からは以上です。

○委員長（鈴木元章君） 太田管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） そうしますと、私の方から業者ササキポンプに対しましての聞き取りということで、まずこの事案が発覚いたしましたのが8月16日で、すぐ電話で聞き取りを行いました。実際、業者の方、2回ほど呼びまして、20日も事情聴取を行っております。全部で4件ということでして、どうしてこういうこと、過去にも同じような事案を起こしているにもかかわらず何でやったのかということ、まずこちらの方で強くお話を伺ったところによりますと、だらしのない一言、私の不徳のいたすところと、考えが甘かったというようなことでしたので、それ以上のお話はまず本人の口からも出てきませんでしたので、そういうふうに私たちの方では受けとめております。

以上でございます。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑ありませんか。

○3番（畠山富勝君） いわゆる時効の部分については、そうすればまだわからないというふうに解釈してもいいんですけども、過去にもという実績があるということは、これ言語道断な話ですよ。ですから、私は、この未収金160万一千何百、これ時効はこの後どう取り扱うかは別としても、この4件についての、これについてのペナルティ、もちろん資格、指名停止とかそれはもちろん話なんだけれども、ある面においては犯罪に値するものだと思うわけですよ。ですから、これらについて、当然これはやっぱりね、私も市の方ではね、やっぱりそれを補償してもらおうと、そういう

ふうな考えはないものかなと、その辺をちょっとお尋ねします。

○委員長（鈴木元章君） 八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） 今回、無届けによる賦課漏れがあったという件は1件でございます。4件は職員の入力ミスというようなところになりますので、ただ、この1件、大体時効になっているところが14万ほどございます。そこの部分につきましては、先ほど市長が公金の扱いのところは今協議しているというところですが、もし請求できるような部分があるのであれば、それは業者の方に請求しなきゃいけないというふうに思っておりますが、まだそこもちょっと調べている段階でして、今のところちょっとまだ明確な答えが出ていないというのが現状でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上であります。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑ありませんか。

○3番（畠山富勝君） この業者については、だからねやっぱり過去にもやっている。私は犯罪に匹敵するものだ。いや、民事でだめならば、やっぱり刑事訴訟でもして、きちっとやっていくのがやっぱり本来の筋だと思います。答弁はいりません。終わります。

○委員長（鈴木元章君） 3番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。8番佐藤巳次郎君の発言を許します。

○8番（佐藤巳次郎君） 畠山議員も質問しておりましたので、一つは触れておりましたが、これは事件性がないという認識なのかです。話を聞いていると前もあるということなので、意識的にこういう工事をやっているとなれば、かなり問題が大きくなるんじゃないかと思いますが、そこら辺、本人と聞き取りしたという今の答えでは、なかなか本人の言い分がはっきりしないという部分も、私そういうとらえ方しましたけれども、そういう意味でもかなりこの業者の問題点が出てくるんじゃないかなと思います。

それと、平成16年以前の分は今後調査を進めるということになっておりますが、これはいつごろを目途にして結果が出てくるのか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから監査委員にお伺いしますが、今回の30年度の決算書に、この今回、今議

論されている中身を反映させるのか、このまま訂正なり、それから何か加えるということがあってしかるべきと思っておりますけれども、そこら辺はどう考えているのかお聞かせください。

○委員長（鈴木元章君） 太田管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） このササキポンプに対しましての事件性がないのかということで、こちらの業者、平成27年、22年度にも同じように無届工事を行っておりまして、今後、こういった処分をするかにつきましては、弁護士の方と相談いたしまして処分の方を決定してまいりたいと考えているところでございます。

あと、平成16年以前につきましては、現在、今調査中でございますが、まず来週頭くらいまでには台帳を全部確認いたしまして、調査の方をまず完了したいと考えておりますので、ご理解くださりますようお願いいたします。

○委員長（鈴木元章君） 鈴木監査委員

○代表監査委員（鈴木誠君） 今の賦課漏れの数字の反映ということでございますけれども、これは先ほど来、企業局がお答えしているとおおり、判明時点の年度でその数値を決算書の数値として反映させていくというふうには考えています。判明時点の年度の決算書に反映していくべきものというふうに考えています。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑ありませんか。

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、反映させる年度の決算は終わっているわけです。それを反映する年度さ、つけ加えるということにもなっていないんじゃないかと。

○代表監査委員（鈴木誠君） 判明した時点での年度の決算書です。

○8番（佐藤巳次郎君） 今回、今、判明したわけだ。そうすれば。

○代表監査委員（鈴木誠君） 平成31年度、令和元年度決算に反映させていくと。

○8番（佐藤巳次郎君） 今回のこの決算書さは

○代表監査委員（鈴木誠君） 反映されないと。

○8番（佐藤巳次郎君） 反映されないと。それはそういうことでいいんですか。

○代表監査委員（鈴木誠君） はい、そのとおりであります。

○8番（佐藤巳次郎君） 令和元年の決算の際に書き込むというのですか。今、議会では、この平成30年度の決算の審査をしているわけで、そこの中で発覚したことが明らかになったということであれば、30年度の決算書に何らかのこの問題の処理を書

き込まないと、おかしいのではないかなという感じがしますが、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（鈴木元章君） 鈴木監査委員

○代表監査委員（鈴木誠君） あくまでもですね財務処理上の問題でして、それは例えば、ある年度のものについても過年度分というような処理の仕方をしますので、それについては、その事実が判明した年度の決算書に反映されるということでございます。

○委員長（鈴木元章君） さらに質疑ありませんか。

○8番（佐藤巳次郎君） まずわかりました。

○委員長（鈴木元章君） 8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。18番吉田清孝君の発言を許します。

○18番（吉田清孝君） この決算書を見て、数字的に96ページ、年間有収水量はこうこうで減少しということで、有収率は100パーセントだと。この有収率100パーセントというのは、この部分で全部収入済みだということですか。例えば流域下水道負担金、秋田県に納めている流域下水道の水量はいくらですか。流域下水道に、今、立方当たりいくらでどうだと。要するにね、その不明水、あんまり議論なかったわけですが、こういうことが事案が発生すると、不明水対策、あなた方ね、今度加入促進方云々で、この法律は3年以内に下水道区域になれば水洗化しなければならない。ということはね、市長は大変、下水道に危機感を持って百七十億の借金やって、あともうやっていかれないという見通しの中で何言われたかっていうのは、やっぱり加入促進と不明水対策ですよ。たまたまこういうこと起きると聞きたくなるんだけど、監査も含めて有収率100パーセントというのは、不明水がゼロだということで受けていいんですか。私のちょっと知識で、有収率っていうのは違いますよっていうふうなことであったら、それをお知らせしていただきたいなというふうに思っております。有収率100パーセントというのは、この決算上どういうことで、ちょっと具体的に説明をしていただきたい。

それからね、職員の皆さんは漫然と仕事をしているのではないかなと。下水道の事務職員と技術職員は担当が5人おります。極端に言えば、何やってらんだすかと、そんな事務量ね、電算さ入って、そしてあれだ、何かに入れば出てきて、こうこうこうっていったときに、何が一番大事だか。加入促進だとか、その不明水対策だとか。



加入促進月間、今、今回こういうの出で初めてやるんですか。それから、不明水対策というものは、どういうふうに対応しているんですか。それから、その下水道の区域になったときに、市長も言ってる大変だというと、中には、はっきりいってもう一軒一軒もう把握してないといけないでしょう。ここは高齢者の人1人で、あと何としてもあと入らいねと。跡取りいないから、3年以内に入れっただって無理だと。だからこれはやむを得ないだろうと。お金がなければ、融資あつせんだとかいろんな中で、新しく下水道区域なって、何十億って投資っていうか経費をかけて加入促進。今あれですよ、70パーセント、普及率。70.6パーセントとなっていますよ、まずね。極端に言えば職員の皆さん、把握してなきゃいけないでしょ。そうすると、今みたいな事例というのは、今ごろねこうだかと。だから事務体制でよ、技術職員こうでこうだあってやってるけども、事務職員何やってらんだすか。一番のそのチェックでも何でも。何ていうかな、職員の皆さんが、ただ前例で前例でこうやっていけば楽であれだとかこうなのかねちょっとわからないですけども、1人でやってたって誤りありますよ。そうすると2人いればこう、俺もチェックしたけども、あなたもチェックこうだとかってできるでしょう。再発防止っていうのは、どういうことを具体的にね考えているんですか。さっきいわれたように、大変なよ、公金着服事件で大変なその市でよ、市民に対して迷惑かけて信用失墜した事件があったにもかかわらず、そのチェック体制だとかこうっていうのは、自分方の見て何がこうだかっていうのは、さっき市長は朝礼でこうだと言ったけれども、浸透してないんじゃないですか。何かね、課税漏れで、何ていうんだらうな、課税漏れで済まされてしまう。いやあ、課税漏れであつたって、果たしてそれでね終わるにしては、あまりにもね、ここ500万もよこうだっていうのは、それをよ、こういう事案をまず本当に深刻に受けとめてね、日常の業務にやってもらわないと、本当に困るんですけども、まずその再発防止策と、その不明水対策、加入促進方の部分で、どこまで月間だとか強調月間でどこまでやるんだと、こういうことをお聞かせください。

もう一つはさっき言った有収率100パーセントっていうやつが、何を意味しているのかちょっと、流域に対するこのあれですか、この14億、何ぼだ、これ、202立方メートルがそのまま流域にも納めてるんですか。その部分を聞かせてください。

○委員長（鈴木元章君） 太田管理課長

**○企業局管理課長（太田穰君）** そうしますと、私の方から不明水と流域への流入に關しましてのご説明をいたします。

流域下水道に關しましては、134万3,829立方メートルでございまして、こちら、市の方の負担金で6,400万ほど払っております、単価にいたしましては先ほど議員の方から質問がありましたが、現行では平米当たり37円の単価でござい

ます。流域下水道、流域関係なんですけど、こちらの現在企業局で把握しているところでは、特環若美地区の方で2万4,034立方メートルの不明水が出ているといったところを把握してございますので、パーセンテージにいたしましては全体の9.2パーセントでござい

ますが、今後、不明水調査、若美の特環を中心にいたしまして不明水調査を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

**○委員長（鈴木元章君）** 八端企業局長

**○企業局長（八端隆公君）** このたびの賦課漏れの部分で職員が漫然と仕事をしているのではないかとご指摘でございましたが、そこら辺を指摘されるのは当然というふうにとらえております。それで、まず今回みたいな入力漏れという部分に關しましては、やっぱり先ほども申しましたが、その入力したときのチェックと、それから今度、検針でデータが入ってきますので、そのときにそれがしっかり反映されているか、それから、納付書が出た時点で新規の人がちゃんと出ているか、ここまでチェックをしなければならぬものというふう

に考えておりますので、それぞれの3段階の中で、またそれぞれ2人なり3人なりでチェックをしていくというふう

に今現在決めておりますので、一応まず今回のその入力漏れという部分につきましては、そういう対策をとらせていただきたいと思います。それから、この不明水対策の部分でござい

いない世帯等のところは確認はしております。その中で高齢世帯なのかそうでないのかというところも、まず一応把握はしてございますが、一応まずそこら辺、高齢世帯であっても例えば子どもさんが外に行ってて、お盆とか正月、帰省したときにやっぱりトイレがというところであれば直すというような部分も考えられますので、一応まずうちの方としましては、現在、加入していない世帯については、一応まず回らなければいけないというふうに考えております。ただ、件数的には確かかなりあったかと思いますが、毎年その全地区を回るというのは、なかなかできない部分もございまして、ある程度地区を区切った部分としてやっていければなというふうにして考えております。ただ、この加入促進にしても不明水のチェックにしても、まず、ここら辺のところは今回下水道の、若手職員に下水道事業の健全化検討委員会というものがございまして、その中で出たアイデアでございまして、ここはしっかりやるべきだと。それで初めて今回、こういろいろと事業を、訪問とかそういうチェックをやったというところからでございますので、うちの方としましても、やっぱりそこはあんまり間隔を置かないで回らなければ、やっぱりこういう賦課漏れというのは額が大きくなっていくというところもございまして、そういう部分を反省しながらまず回らなければいけないというふうに今現在考えております。いずれにしましても、前は数年置きにやっていた加入調査等も、毎年どこかの地区には入るという部分をしていきたいと思っておりますし、広報等でアナウンスもしますし、実際に職員が回っているところを見れば、やっぱりもし無届けの工事があるのであれば、やっぱりそこら辺はいろいろと職員が回っているというところでも防止の効果も出てくるのではないかなというふうに今現在考えております。一応まず、従来あまり行ってこなかったその部分について手をつけていって、そういういろいろな対策というふうにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑ありませんか。

○18番（吉田清孝君） 確認しておきます。課長ね、140万6,000円のうち、その何、若美の特環、下水道事業じゃないんですか。そうすると、その特環は不明水あるけども、この下水道事業については流域に関する部分で不明水がないと。この140万、6万何ぼ、立方というのでこうだという、さっきの差し引きで6万立方ぐらい不明水のあるうちの特環でいくらというふうにならねども、この有収率

100パーセントって間違いじゃないんですか。正しいですか。この有収率ってよく、何だの。全部、年間有収水量が140万6,200立方メートルで、こう減って、有収率は100パーセントだという数字はこれ、私方、間違いないと正しいと認識していいですか。ちょっとその辺りちょっとわからなくてあれだ。

○委員長（鈴木元章君） 暫時休憩します。

午前11時56分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○委員長（鈴木元章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。太田管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） 午前中は大変答弁できず申しわけございませんでした。

そうしますと、私から有収率100パーセントと、あと、流域下水道、不明水についてご説明いたします。

決算書96ページの方に有収率100パーセントとございますが、こちら、流域下水道に流した量と調定の量を比べまして、流域下水道の流している量が少ないため、100パーセントとなっております。実際、有収率の定義といたしましては、調定の量を、水道のメーターを通った量を流域下水道に流した量で割るといったものでございまして、実際は100パーセントというか104.64パーセントとなっております。企業局では100パーセントを超えているということで、まず100パーセントととらえているということでございます。

こちらの内訳といたしまして、公共下水道、こちらにつきましては108.17パーセントと。ただし、特環につきましては、若美地区につきましては、91.61パーセントとなっております。こちらが100パーセントに達しないということは、これは不明水があるということで企業局の方で認識しておりますので、こちらの不明水調査の方を今後重点的に行っていきたいと考えているところですので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木元章君） さらに質疑ありませんか。

○18番（吉田清孝君） 若美地区の特環というのは、流域下水道、公共下水、この男鹿市下水道の事業の中に公共下水道ではないんですか。ちょっと特環、特別環境、そ

の特環が別に流域に入っているんですか。さっき6万立方ぐらい流域の方が、じゃあ少ないと、流域に入っていく量が少ないと。差額ですよ。徴収している分が、この140万6,200こうで、流域に入っている部分が、私さっきの答弁で6万立方メートルぐらい少ない、それが特環からの部分だと、91.何パーセント。そういうふうに理解して、それ以外は百何パーセント超えて料金をいただいていると。これでいいんですか。そうすると、その数字的にそれで確かですか。確かですかということはあるけども、だから100超えてるから100パーセントだと。それは間違いはないですか、今、昼休みで精査しての数字だと思うんですけども。そうすると、若美の91.6パーセントと、いわゆる104パーセント、4パーセント分とどういうふうに区別されて、トータル的には100パーセントになっているから間違いありませんと。91.6パーセントの分と104パーセントを比較すると、これ別々の流域に入っていくんですか。そこ、トータル的に100パーセント超えてるからこうで、なぜ若美の特環は91.6パーセントですよという数字が、どうして、どういうふうな形で把握しているのか。まず数字のことを聞けば、その辺りもうちょっと私わからないので。まずね、下水道事業に特環であり、男鹿市のものであり、若美のものであり、全部流域のところに流されてますよと。その部分では104パーセント分が流されているから有収率は100パーセントなんですよと。逆にいうと、じゃあどうして若美の特環の分が91.6パーセントだというふうにわかるんですか。その中身ちょっとわかりませんので、まあまあそこ、そこをちょっと言いながら、この有収率、この文章は間違いでないということに理解していいんですね。そこを確認しておきたいと思います。

いずれ今回のことであれですよ、再発防止についてね対策をすると。もう我々さ示した部分で、今回を契機にこうだという対策は万全にさせていただきたいというふうに思います。

まず、今の部分でちょっと、中身あれですか。もう一度確認、数字間違いはないということだか。間違いねって言えばいいんだで。

○委員長（鈴木元章君） 太田管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） 数字は決算書のとおりこちらで。

○18番（吉田清孝君） 特環と下水道、流域での関係、旧若美の特環の数字がなぜわ

かるか。91. 何パーセントっていうやつ。

○**企業局管理課長（太田穰君）** 旧若美の91. 61パーセントですね。こちらの企業局で把握しておりまして、水道のメーター量26万2,398立方メートルということで、流域下水へ流した量が28万6,432立方メートルということで、まず数字は把握しておりますので、まず91. 61パーセントという数字が出てくるところでございます。

○**18番（吉田清孝君）** わかりました。終わります。

○**委員長（鈴木元章君）** 18番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

9番小松穂積君の発言を許します。

○**9番（小松穂積君）** 私からちょっとお尋ねといいたいでしょうか、この委員会が今開かれているという状況と、今、当局の答弁は、まさに事務的な答えでありまして、それは当事者といいたいでしょうか、当局はそういう答えになるのかもしれませんが、私はこの委員会が今開かれているということ自体がですね、市長ね、これ議会、議決機関でもあって、条例の提出もまずできる、そういう機関であります。私どもこの議会の方が一方的な事務的な手続だけで了解しない場合、そこをまず直しながら審議をします。これは時間的に相当要するのかもしれませんが、そこまで議会の方というのは考えてこの委員会を開催しているというふうに私は認識しているわけですが、その重みについてですね、市長は議員もやった経緯もあるし、どういうふうにお考えになっているのか。

それからですね、この、事の経緯が出たということは、今の事務局が、企業局の職員の皆さん方も、結果として企業努力によってある意味、前の負の遺産を発覚できたということについては、ある意味敬意を表しなければいけません。ただし、そうはいえどもですね、ここまでなぜこうなったかということ、今まで各委員の質問の中でもある程度答えを出していただいておりますけれども、この責任を前の人に持たせるといっても、またできないことなのかもしれませんが、今あるべきことはどういうことだからって、今、弁護士さんとも相談しながらというふうな話でありますけれども、議会側がやっぱり納得するとすればですね、このあと、このあとっていうのがぼやとした話でなく、案的な話で、こういうことは想定しながらまた進めていきたいとかですね、そういうふうな答弁がなければですね、議論がまず進んでいかないと思います。

数字も出せといっても事務上、出されないと。いや、私方はその数字を、今わかったわけですから、それを新たな書類を求めて議論しましょうということになればですね、相当な時間も要するだろうし、それからもう一方、今までの答弁もわかります。私どもは財務規律なり、今の条例の中で、これ以上できませんということを八端局長、太田課長も言ってるし、監査委員もその立場で物を言ってきておりますから、それもそうなのかもしれません。しかし、議会としてですね、今これをとめてやるということは、非常に大変皆さんにも失礼なことになるのかもしれませんが、しかし、議会側というのはね、それもやる気であれば、議員の皆さんがよければですね、これは議長とも相談しながらやっていくわけですが、そうなっちゃうわけですよ。それだと非常に事務的に停滞なり、お互いの不利益にはなるのかもしれませんが、議会自体の権威を高めていくというふうなことだとすればですね、何らかのやっばり、言葉は悪いんですけども妥協的な理解の仕方をしないと、私は進んでいかないのかなというふうに思います。そういう面で、まず市長の立場、それから考え方、私が今二、三点要望、要求しているところがあるわけですから、その点についてもお話いただきたい。

それからもう一つはですね、皆さんが発覚してけだということは大変ありがたいことだと、これは申し上げました。しかし、事後処理は、現在いる人たちがやらなければいけないわけですから、再度なりますけれども、どういうふうな形でということをお話してもらいたいということと、それから、今この入力のための事務ミスが4件出ているということですが、以前は、今これからの話については、二重チェック、三重チェックをやっていくということも聞きましたけれども、従来はそういうことの内部牽制的な話は全然なかったものなのか。私はですね、細かく事務手続要領、入力の手続要領を見てはいないんですが、必ず、例えばですね若美地区のA部落で4件の工事があって、加入申請しましたと。それで、それを担当のところへ業者さんが持ってきて、そして3人がまず加入するんだなど。これはチェックしますよね。それから、それを再チェックする人もいるわけですよ。もちろんこれ課長、加入の場合は多分局長までいくと思うんですけども、その辺まず、ただ目くら判なのか、3人いたならい、あるいは、そこでですね担当はきちっとこれ入力しねばねなど。ところがですね、入力ミスがあったということは、誰もあとチェックしてねがったということですよ。

加入したという事実があったけれども、入力ミスですから、あと、1人のところでその作業なり仕事を終わっていたということに答えとしてなるわけですけれども、昔はそれで本当によかったのか。私は違うと思うんです。必ず今、八端局長が言ったように、入力すれば誰かがまたチェックする。今回は検針の方からも、逆の方からも見ながらやっていくという話ですけれども、必ず1人の手で終わるということは、普通はあり得ない話なんです。ですから、やっぱりそこには事務の何といたしまして、マンネリ化といえれば変ですけれども、あと1人がやれば、あとそれで完結しているというふうなことが起きたんではないかなと思います。したがって、先ほど税務の問題でも触れられておりましたけれども、当たり前なことをやっぱりやっていなかったと。今の人を私はいうわけではありませんけれども、これ以前の話ですから、あまり盛り返すこともできないわけですが、ただやっぱりそうはいえども、私ども今、相当の職員がいるわけですし、それぞれのポジション、ポジションでそれぞれやっているわけですから、やっぱり私は、人間のやることですからミスはないということはないと思うんですけれども、事、その1対1、あるいは何といたしまして、この議会にあんまり取り上げなくてもこういうことって事務的な処理だといいわけですが、こういうふうな大きな金額が出たりですね、賦課ミスということになれば、結局、社会的にも市民にも大変申しわけないことをしていることになりますから、そういう意味です、まず市長よ、この辺、対議会とのあり方等々、市長の立場、そのこととこの問題について、どういうふうなご見解あるのか再度お伺いをしたいと思います。

それから八端局長からはですね、入力事務の手続要領等々について、以前があつて、今がどう変更されていくのか、それは書いたものでなくても、もともとあつただけけれども実際に作用していなかったと。したがって、この作用をより強化するんだというふうなことなのかですね、その辺についてお答えを願いたいと思います。

**○委員長（鈴木元章君）** 菅原市長

**○市長（菅原広二君）** お答えになるかどうかかわからないですけども、私は市長なったときから市役所の職員のやる気を引き出せれば、私の仕事の51パーセントは終わったと、そういう話をして、そのつもりですと取り組んできてます。その理念的なものをきちっと理解して、公務員の使命とは何だかと、そのことを理解して、自念的にと、自らすすんで業務に当たるような、そういう体制をつくれればいいなということ



をいっつも目指してやってきているつもりです。先ほども申し上げたように、朝礼に行ったり、ランチミーティング、そしてまた、私が1年に1回講演をして、一緒に飲み会をやったり、そういう会を通してやっているつもりですけども、そのやっぱり掘り下げが足りなかったなということを思っています。

そしてまた、実際、実務的なことの自己点検できるそのチェックリストとかね、そういうことの整備がうまくなかったと。また、先ほど話ありましたように、もっとあれです、人員の配置とかそこまで、人事的なことまで突っ込んで改善していかないとうまくないなという反省をしています。市民の皆様、議会には非常にご迷惑をかけたことを非常に申しわけなく思っています。答弁になっているかどうかわかりませんが、私の今の時点で言えることはそのぐらいです。

以上です。

**○委員長（鈴木元章君）** 八端企業局長

**○企業局長（八端隆公君）** 今回の事務ミスの件でございますが、本来、電算ではなく手作業でやる場合は、当然入力から始まって最後までというのは、要所要所のところで当然チェックが入っていく、昔はやっぱりそういう作業が主だったと思います。ただ、近年、やっぱり電子化された、コンピューターが導入されたことによって、入力されたというその紙面上チェックがあれば、あとはそのまま流れていくというところも事務をやっていく上で、気持ちの中でないというわけではないと思いますし、そういうところがやっぱり今回の賦課漏れという部分を誘発しているのではないかなというふうには思っております。なので、今一度、電算は確かに便利なんですけれども、今一度その事務手順というのをもう一度見直ししていくということが重要なことだと思いますし、手作業でやった場合は、こことここというようなところを思い出すようにしてやっていけば解決できていくのではないかなというふうには思っております。

いずれまず、比較的電算で処理をするということの、まずある意味、弊害な部分がちょっと出てしまったのではないかなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○委員長（鈴木元章君）** 再質疑ありませんか。

**○9番（小松穂積君）** 今、市長の思ひ、まずわかりましたけれどもですね、今度、議会と当局の関係について伺ひます。

私さっき言ったようにですね、議会の方みんなよくて、この数字みんな直さないとかこの審議に応じられないということになっちゃうとですね、その場合はですね皆様方はお答えしても、実務的には無理なことわかるんだども、これ動議的な話といいましょうか、権利的な話と申しましょうか、そこの話です。それは議会がそう判断すればやむを得ないですよって思うのかどうか、それとも、そうなのかもしれませんけれども、まあ今回この辺でとどめてほしいみたいな話になるのかですね、原則からいけば、私はあとこのまま新しい数字を出しながら、それから審議をさせていただくというのが、この委員会を今開いていることの意義だと思いますし、これは議員の皆さん全員がそう思ってないのかもしれませんが、私自身としては、今日この話だとすれば、そこまでいかないと次、審議進まれないということになります。したがって、その場合はお答えしてもらえるのかどうかですね。お答えしますけれども、現状こうなのでっていう話なのか、その辺は答弁の言い回しによって私が理解していけるのかなと思います。市長、その辺。数字が出れば、当然監査委員方もまたもう一回調べ直すってば変ですけども、一応チェックして、その上で報告をもらうという手続になっていくわけですから、その辺を踏まえてですね、これはもうもはや管理者たる市長の答えでないとできないのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（鈴木元章君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） お答えします。

私もそういう知識がなくて本当に申しわけなかったんですけども、先ほどから局長、そして言ってるように、その発生時点での決算でいくということなので、何とかそれでお願ひしたいと。ただ、議会が納得するような資料があれば、それは十分に、誠心誠意すべて当然ですけどもオープンにして対応していきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○委員長（鈴木元章君） 再質疑。

○9番（小松穂積君） 私、前段話したのはですね、私方方も条例の提出権もあります。かたくなにね今の手続上でやられないというのであればですね、その手続なりを議会の方から発議して条例を直せばいいわけでしょ。相当時間かかる話です。だから私、

そこまで重大なことが議会の方では思っているんだということを皆さん方が理解しているのかなと、このことをいいたいわけなんですよ。朝9時から来てね、集まってくれ。何だって。こういうことだ。議会の方もですね、会派会長会議やったり、委員長も話しておりました。議会運営委員会なども開いてですね、ただこの今日のやり取りだったら、ただ普通話してれば事足りる話であって、こういう委員会そのものまでねやるなにもものでもないわけよ。しかし、議会側は、必要性があって、今、事ここに及んでいるわけです。そのことをどうとらえているかというのが私が聞きたいところなんです。確かに、とめてやるということも一つの方法だけれども、それを今言ったようにものすごい時間が要することだ。新しい条例もつくったりですね、そして、ここは直して、そしてこの審議さ応じる。そこを今、現在あるのではそれはいいんだけど、議会側がそういうふうになってしまえば、審議もとまるし、新しいやつつくってって、それからやるってということになるとね、もう大変な作業が必要なんですよ。ですから、その重さと、皆様方はただ今こう決まっていますからと、だからこうしてくださいと。わからないわけでないですよ。わかるんですよ。だけれども、議会側の立ち位置とすれば、そのこともまた皆さんから理解してもらわないといけないということなんです。その答弁は全然出てきてねすもんな。だからこれ、局長とかそこまでいく話でなく、やっぱり管理者たる菅原市長がですね、議会もそういけばそうだけれども、逆に何とかそこ理解してけれども、時間を要するのであれば、私どもこういうの再発防止のためにもこうするし、それから今、問題なってる失効した160万とかそういうこと、あるいはだってこの失効だって、結局どっかき責任転嫁していけば、失効が起きなかったはずだよと、こういう理屈も起きてしまうわけですから、やっぱりそういうところをですね、実際問題は難しいということはわかっているんだけど、菅原市長ね、議会の立ち位置ということを考えてほしいということと、それから、これっていうのは簡単な問題なのか、重き問題なのか、そういうことをですね議会の皆さんが10時に今日招集されているやつ、9時ころ来たり、事務局も事前にああだこうだ、こうだこうだって、各会派の会長さん、実はこういうもんだからって、そういう作業もしています。そのことに対してね、ただ事務方だけで対応すればいいのかと。管理者たるは何か。市長とは何か。そういうところを対議会とですね両輪というんであったら、いいことも潤滑な油を流せばいいし、悪いことが起きたときでもお

互いに理解をして、その上でその歯車をまた回していくというのが当局と議会のよい関係になるのではないかなと思います。したがって、私はやっぱり市長がね、あるいは管理者が、やっぱりこの問題が起きたとき、非常に議会さも迷惑かけるかもしれない。そういうことを一言やっぱり、市民向けはもちろんでありますけれども、議会に対してもこれだけの作業をしている、時間を浪してしまったわけですから、そういうこともまたね、やっぱり考えてみてほしいし、そのことをまた、私は答弁として求めたい。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木元章君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 私の認識不足と言葉不足で、本当に申しわけないです。

委員からいろいろご指摘受けて、事の重大さを改めて感じています。何とかおっしゃるとおり、このことに対しては、非常に重く受けとめて、これから再発防止、そしてまた、この事案の処理について、何とかスピード感を持って改善していきたいと、そのように思っています。どうか議会の皆様のご理解を得ながら、何とかそこ辺りのこと、先ほど議員がおっしゃったように、両輪としてね、何とかいいときも、うまくないときも、何とか両輪としてひとつご指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木元章君） 9番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（鈴木元章君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

（「ちょっと暫時休憩してけれ」と言う者あり）

○委員長（鈴木元章君） 暫時休憩します。

午後 1時28分 休 憩

---

午後 1時51分 再 開

○委員長（鈴木元章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。議案第62号平成30年度男鹿市上水道・ガス・下水道・農業集落排水及び漁業集落排水事業会計決算の認定について採決をいたします。

本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長（鈴木元章君）** 起立少数であります。よって、議案第62号は、不認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長（鈴木元章君）** ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は、当席に一任されました。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞様でした。

---

午後 1時52分 閉 会